

「とみぐすく産業フェスタ」出店要項

1. 出店（展）募集対象

- (1) 豊見城市に本店または支店を置く法人及び個人（業種は問いません）。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けているものであること。

2. 出店（展）方法・申込等

- (1) 出店者は、別紙出店申込書（様式1）を記入し、豊見城市商工会までご提出ください。（FAX又は郵送）
- (2) 各申請者の出店申込書の出店内容を確認し、出店者を確定し、豊見城市商工会より各申請者へ通知します。
- (3) 出店者用テントのサイズ
 - ・ 飲食用 8 坪テント（サイズ：4 間×2 間）を配置し、半分（2 間×2 間）を 1 コマとします。
 - ・ 物販用 6 坪テント（サイズ：3 間×2 間）を配置し、半分（1.5 間×2 間）を 1 コマとします。尚、各コマには、ブースサイン、LED 蛍光灯 1 ヶ、電源（100V/15A 2 口）1 ヶを設置します。
- (4) 使用什器、備品等については各出店者でご対応お願いします。又、備品等のリース希望の方は、出店者説明会にて備品リスト・料金についてご説明致します。
※出店区分で、出店スペースを区分けします。

3. 出店社数

計 60 社程度予定

※出店希望者多数の際は、選考により出店を決めさせていただきます。

4. 出店（展）時間

平成 30 年 1 月 20 日（土） 10：00～17：00

平成 30 年 1 月 21 日（日） 10：00～17：00

※出店営業時間を厳守すること。（開店時間及び終了時間は厳守。）

5. 商品等の搬入及び搬出

○ 前日準備 平成 30 年 1 月 19 日（金） 13：00～21：00（予定）

○ 当日準備 平成 30 年 1 月 20 日（土）・21 日（日） 搬入 07：00～09：30（予定）

搬出 17：30～21：00（予定）

※会場内の混雑状況により安全確保のため、車両の入構規制を行う場合もあります。

※什器等の搬出については、産業フェスタ終了後に行うようご協力お願い致します。

（最終片付けについては、1 月 22 日（月） 09：00～12：00 までに確実に終えること。）

6. 出店料

1コマ / 10,000円

※搬入・搬出費については、出店業者負担とする。

出店料支払い締切日は、平成29年12月29日（金）17:00までとします。入金等がない場合は、出店できない場合があります。

※天候異変等により開催が不可能又は、開催期間が短縮された場合でも出店料の返還は致しませんのでご了承ください。又、仕入等につきましても保証できません。

7. 出店（展）基準

- (1) 食品衛生法、JAS法、薬事法、計量法、健康増進法、景品表示法、意匠法、商標法等の法規に反しないこと。
- (2) 出店（展）物には生産（製造）地、製造（企業）者名、工程、特徴、商品特性、賞味期限等を明記すること。
- (3) 販売物には必ず名称、商品名、小売価格（総額表示）を表示すること。
- (4) 会場の使用規定により、電気、ガスは使用可能ですが「炭」は使用禁止です。
- (5) 火気を使用する出店者は、消火器を必ず設置してください。
- (6) その他、各種法令を守り出店すること。

8. 出店説明会

平成29年12月5日（火）13:30 豊見城市役所6Fホール

説明会にて出店場所等の抽選・調整を行いますので、必ずご参加下さい。

※出店説明会の際に、ポスター、チラシに使用する写真撮影を行いますので、当日は、自社PRできる商品・服装等をご準備ください。

9. その他

（注意事項）

- (1) 出店での名義借り等、虚偽申請が発覚した場合は速やかに撤去していただきます。
- (2) 営業時間内は、会場内への車両の乗り入れはできません。
- (3) 会場内は駐車禁止です。
- (4) 搬入・搬出時間は厳守して下さい。（終了後は速やかに移動してください）
- (5) 会場内における商品等の盗難・破損等、主催者は一切責任を負いません。
- (6) 出店に係る各種許認可は、コピーにて商工会へ提出してください。

（提出期限：平成29年12月22日（金）17:00）

出店運営注意事項

【物販ブース】

◎内容表示について

1. 食品衛生法、食品表示法、計量法、意匠法等の法規に違反しないこと。
2. PL法への対応を考慮した物であること。
3. 食品販売品には生産（製造）地、製造業者名、注意事項、保存方法、賞味期限、原材料名を明記すること。
4. 販売物には必ず品名、小売価格（消費税込）を記入すること。

◎物販出展許可申請

1. 乳製品、精肉製品等の販売については、保健所の登録が必要である。
2. 酒類販売については、税務署の許可が必要である。
3. 保健所、税務署等への申請は各人で行い、書類のコピーを平成29年12月22日（金）17：00までに豊見城市商工会へ提出すること。

◎飲食出展許可申請（保健所への申請と指導）

《営業許可》

1. 保健所の簡易営業許可証（設備・運営方法）が必要であり申請手続きは各人で行い、許可証のコピーを豊見城市商工会へ提出すること。
2. 酒類販売については税務署の許可が必要であり、申請手続きは各人で行い、許可証のコピーを平成29年12月22日（金）17：00までに豊見城市商工会へ提出すること。

◎衛生管理

1. 店舗内は常に清潔に保つこと。
2. 手洗いを励行し、毛髪等が入らないよう衛生面に気をつけること。
3. 手洗いは、石鹼又は消毒液を各自で準備し、清潔にすること。
4. 残飯の処理、その他水分を含んだものの処理については十分整理、整頓しておくこと。
5. 食器等は使い捨ての食器を使用し、必要な食器は出展者が各自で準備すること。
6. 各店舗内にゴミ箱を設置（燃えるゴミ/燃えないゴミ用）し、各自でゴミ処理すること。

◎電気の使用について

使用する電気器具、燃料等は原則として出展者の持ち込みとし、あらかじめ出展係に器具名、台数、使用器具の電気容量等を報告しておく。

燃料漏れ、漏電、ガス漏れ防止のため、燃料の管理、電気器具、コード、ホース等の取扱には十分注意すること。

電気配線は原則として1コマにつき、100V/15A（2口）コンセントのみ1カ所設置する。1コンセントの使用可能容量は1500Wまでであり、これを超える電気器具を持ち込む場合には、出店申込書に記載し、独自で発電機等を持ち込むか、別途有料で電気容量拡張工事が必要となる。

※ホットプレートやIHヒーターなどの機材は電気使用量が大きい為、必ず容量の確認を行って下さい。

※200V（三相）工事を希望する出店者には、別途有料で工事を行う。その際は、コンセントの形状を記入することとする。（例：T字、三穴）

→申請の無い場合、追加での電気工事が対応出来ない場合がございますのでご注意下さい。

◎調理器具

調理器具はガス、又は、電気を使用する器具とする。炭火は使用できない。

※火を利用し、調理を行う場合は、「消火器」の設置が義務付けられておりますので、ご準備お願いいたします。（IHヒーター・ホットプレートにも消火器を設置すること。）

◎搬出入車両・駐車場について

1. 出店者用駐車場は臨時駐車場の奥側となります。

2. 搬入許可証

①搬入許可証を発行しますので、必ずフロントガラスに貼り付けること。

②搬入許可証がないものは搬入・搬出できません。

3. 注意事項

①会場内で走行中はハザードランプを点灯および徐行し、歩行者に十分注意して下さい。

②会場内は駐車禁止ですので、荷物の積み下ろしが終わり次第、速やかに移動して下さい。

③会場内における事故など主催者は一切責任を負いません。

④その他主催者の指示がある場合はそれに従うこと。

◎ブース管理

1. 主催者にて夜間警備員を配置するが、貴重品、出店品等の管理は各自ですること。

2. 主催者は盗難、破損等の一切責任を負いません。

3. 呼び込み等のためのハンドマイク等の使用はできません。

4. 会場内の構築物、器物、樹木、備品等には十分注意し、損傷を与えないこと。

5. ブース内での事故、損害に対して主催者は一切の責任を負わないので各自管理には十分配慮

すること。特に、火気、電気、ガスの取扱には十分注意し、各自責任を持って管理すること。

6. 調理品や加工食品の食中毒等に関する責任は主催者は一切負いません。衛生面、品質面はもとより、持ち帰りの際の保存方法、賞味期限については、お客様へ必ず注意を行うこと。
7. ゴミ箱は設置しますが来場者用ですので、出店者のゴミ等は各自で処理してください。
8. 生ゴミの水気は切ること。
9. 液体の飲食物を販売した後、備え付けのシンク（排水設備）等を利用し、残りの飲食物を排水しないこと。必ず持ち帰り、処理すること。
10. ブース内の養生は各自で行うこと。芝等地面の損傷などが激しい場合には、出店後現状回復費用を別途請求する場合があります。予めご了承ください。

※上記、出店注意事項を守らなかった場合は、出店（展）停止の処分を行い、今後の出店（展）をご遠慮頂きます。

※本出店要項の内容について、設営業者等との調整により変更になる場合がございます。その際は、出店者説明会等でご報告いたしますので、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。

以上